

令和3年7月30日

公益社団法人 神奈川県環境保全協議会 御中

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の発出に係る協力をお願いについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年7月30日、国が、本県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づく緊急事態宣言を8月2日～8月31日まで適用したことを受け、本県では、「特措法に基づく緊急事態宣言に係る神奈川県実施方針」を別添のとおり策定し、必要な措置等を行うことといたしました。

法45条2項に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等及びカラオケ店は休業、その他の飲食店等は5時から20時までの営業時間の短縮を要請します。

また、大規模集客施設に対して、法24条9項に基づき、5時から20時までの営業時間短縮を要請します。

その他、別紙のとおりお願いさせていただきます。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 (別紙)事業者の皆様へ

問合せ先

環境農政局総務室

総務グループ 明 裕敏

045-210-1111 (内線 4019)